平成２２年（フ）第３２６８号
神奈川県鎌倉市植木66番地１　コープ鎌倉1005号
債務者　西山　惠子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９３号
川崎市中原区上小田中２丁目23番46号　第５中原ハイツ201
債務者　稲元真由美
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
島根県簸川郡斐川町大字荘原町2933番地10、前住所島根県出雲市白枝町890番地１グリーンビレッジＢ101
債務者　木幡　広人（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１１８号
島根県出雲市塩冶町1151番地５、前住所島根県出雲市神西新町44番地
債務者　飯塚利恵子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第６８１号
岡山県玉野市長尾1609番地130
債務者　森　　一優
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９６３号
神奈川県大和市南林間８丁目４番20号　サザンフォレスト201
債務者　佐藤　一美
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１７５号
神奈川県大和市上草柳４丁目４番26号　ガーデンハイム大和101号
債務者　平間　周兵（旧姓新里ホセ）
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１７６号
神奈川県大和市上草柳４丁目４番26号　ガーデンハイム大和101号
債務者　平間　良子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８１号
相模原市中央区淵野辺本町２丁目16番14号　エクセルコート淵野辺302
債務者　長内　邦昭
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６１１号
相模原市中央区相模原６丁目１番８号ハピネスエリナ103
債務者　河　　正明
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６１２号
相模原市中央区相模原６丁目１番８号ハピネスエリナ103
債務者　鄭　　富子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６２２号
相模原市中央区光が丘３丁目10番10―３号
債務者　森山　裕繁
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６２８号
相模原市南区旭町24番25―404号
債務者　山崎　直人
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６４４号
神奈川県座間市相模が丘２丁目12番５号　相模ミサキコーポ202号
債務者　田畑　有一
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６５７号
相模原市南区下溝1761番地７
債務者　髙垣　恵子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部